登録番号	氏名	登録番号	氏名
205449	森信　秀樹	208492	澤村　正治
212642	増田　章	213990	三瓶　雅敏
214220	松下　敏治	214412	星野　裕幸
214457	西岡　賢	402519	廣田　俊明
406400	五味田匡功	407194	朝川　哲昭

○経済産業省告示第二百五十号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十六年十二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十二月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

○国土交通省告示第千百六十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十八日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東関東自動車道水戸線

道路の区域

区間

茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田字坊子山一一五六番一七九から同県東茨城郡茨城町大字鳥羽田字坊子山一一五六番一八○まで

変更前後別　敷地の幅員　延長

前　最大　二四八（メートル）　一四三（メートル）
　　最小　一四三　二六

後　最大　二四八　一四三
　　最小　一四三　二六

○国土交通省告示第千百六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1242	薄板軽量形鋼造における乾式二重床界床の遮音構造に応じて評価する方法	8－1　重量床衝撃音対策	新日鐵住金株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号	平成26年12月9日

○気象庁告示第七号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十二月十八日

気象庁長官　西出　則武

登録番号	氏名
106422	中山　禮吉

○経済産業省告示第二百五十一号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十六年十二月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十六年十二月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

登録番号	氏名
407280	野々村俊介
407284	谷口　啓子
407283	青木　豊

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第14504号	電気式温度計の感部ＭＥＳ－39535	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地	明星電気株式会社	平成26年11月28日
第14505号	電気式湿度計の感部（デジタル型のもの）ＴＵ－ＣＯＮＶ	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地	明星電気株式会社	平成26年11月28日

○中部地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間

藤枝市岡部町内谷字新田七五六番一○から島田市野田字甚田海道一一九番一まで

変更前後別　敷地の幅員　延長　備考

前　C　二一・○○～二一・五○　四八・八○（メートル）　一一四・四九（キロメートル）　上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
　　B　二一・五○～二二・一○　一三七・○○　一一・五三七
　　A　二二・一○～二二・五○　六八・○○　二・一○○

後　C　二一・○○～二一・五○　四八・八○　一一四・四九
　　B　二一・五○～二二・一○　一三七・○○　一一・五三七
　　A　二二・一○～二二・五○　六八・○○　二・一○○

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　島田市中河町一九四一番一から同市中央町一九二五番一まで　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十八日

○中部地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間

変更前後別　敷地の幅員　延長

亀山市加太中在家字谷ノ垣内八○五五番一から同市加太中在家字東ノ谷八○六五番まで

前　二五・○○～四二・五○　メートル
後　二五・○○～六○・○○　キロメートル　○○・○五八

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所